

平成28年改正法附則第5条の控除額に関する  
計算書

事業 年度	・	・	法人名	
----------	---	---	-----	--

第六号様式別表五の七

1. 調整後付加価値額の計算

課税標準となる付加価値額 別表5の2①	①		円
当該事業年度の月数	②		月
調整後付加価値額 ①×12/②	③		円

2. 負担変動額の計算

摘要		課税標準	新税率 ( /100)	税額 (イ)	旧税率 ( /100)	税額 (ロ)
所得 割	所得金額総額 第6号様式㉗	④				
	年400万円以下の金額 第6号様式㉘	⑤	000	円 00		円 00
	年400万円を超え年800万円以下の金額 第6号様式㉙	⑥	000	00		00
	年800万円を超える金額 第6号様式㉚	⑦	000	00		00
	計 ⑤+⑥+⑦ 第6号様式㉛	⑧	000	00		00
	軽減税率不適用法人の金額 第6号様式㉜	⑨	000	00		00
付加 価値 割	付加価値額総額 第6号様式㉝	⑩				
	付加価値額 第6号様式㉞	⑪	000	円 00		円 00
資本 割	資本金等の額総額 第6号様式㉟	⑫				
	資本金等の額 第6号様式㊱	⑬	000	円 00		円 00
仮計		⑧+⑪+⑬又は⑨+⑫+⑬	⑭	00		00
差引		(⑭の(イ)) - (⑭の(ロ))	⑮	00		

3. 平成28年改正法附則第5条第2項から第7項までの控除額に関する計算

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	⑮×3/4	⑯	円 00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	⑮×(3×(40億円-③))/40億円	⑰	00

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	⑮/2	⑰	円 00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	⑮×(40億円-③)/20億円	⑲	00

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	⑮/4	⑳	円 00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	⑮×(40億円-③)/40億円	㉑	00

1 この計算書の用途等

この計算書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）が、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第5条第2項から第7項までの規定による控除を受ける場合に記載し、第6号様式の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「当該事業年度の月数②」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。	
2 「調整後付加価値額③」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
3 「課税標準」、「新税率」及び「税額(イ)」	④から⑩までの各欄には、第6号様式の②から⑧までの各欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」をそれぞれの欄に記載します。	
4 「旧税率」	平成28年3月31日現在における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載します。 また、標準税率以外の税率が適用される法人については、各都道府県ごとに定められた税率を用います。	
5 「税額(ロ)」	「旧税率」により計算した金額については、この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
6 「控除額」(⑬から⑰までの欄)	これらの金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額を記載します。	